令和７年１１月定例教育委員会 会議録

１１月定例教育委員会を令和７年１１月１７日（月）午前１０時　市役所４０１会議室に招集する。

◆出 席 者

教 育 長　滝　　誠

教育委員　教育長職務代理者 渡邉智治　　委員　堀　美鈴　　委員　木澤和子

委員　野副紫をん　　委員　吉野孝博　　委員　佐曽利吏佐

事 務 局　中村教育部長

【学校教育課】 西村課長　　鈴木主幹　　前田統括主査

森指導主事　　黒木指導主事

【文化推進課】 大黒課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

記録者　　学校教育課　山田

傍聴者　　０名

◆次　　第

１　開会

２　教育長報告

（前回会議録の承認）

３　付議事件の審議

第 29 号議案　令和８年度犬山市教職員定期人事異動方針について

第 30 号議案　令和８年度授業改善犬山プランについて

第 31 号議案　犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

第 32 号議案　犬山市スポーツ推進委員の解嘱について

４　通信及び請願

５　協議・連絡

（１）後援名義使用承認に関する報告

（２）１２月・１月行事予定表について

（３）令和７年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について

（４）令和８年度小中学校儀式等の日程について

（５）議会の議決を経るべき事件

（６）いじめ防止に向けて

６　自由討議

７　その他

８　閉会

◆議事内容

	開　　会
教 育 長:	ただ今より１１月定例教育委員会を開催します。

教 育 長:	**教育長報告** 　皆さんおはようございます。本日は定例教へのご出席ありがとうございます。 　１１月に入り、朝晩の冷え込みが随分と厳しくなってきました。体が寒さを感じますと、あの暑過ぎた夏もとても恋しく思えてなりません。暑い夏、わずかな涼しさを感じる秋、気がつけば寒い冬、そしてわずかな温かさを感じる春。このように季節が巡り巡って１年が過ぎていきます。歳をとると１日が長く感じられて１年が短く感じられると言いますけれど、皆さんは１日が過ぎていくこと、１年が過ぎていくこと、どのようにお感じになっていらっしゃるでしょうか。 　さて、後期の学校訪問も１１月６日の今井小学校を最後に無事終了しました。また、城東小学校の研究発表会についても１１月１３日に無事終了することができました。委員の皆様にはご多用の中お出かけをいただき、ありがとうございます。学校現場をご覧いただいた上での貴重なご意見の数々、励みになることもあれば今後の学校づくりの参考になることもたくさんあったことと思います。こうした機会を捉えてこれまで歩んできた道を振り返ってみる、そしてこれから先の歩むべき道を見通していくということ、こうしたことがとても重要ではないかと思っています。学校現場には学校訪問を是非ともそのような機会として捉えていただき、子どもが通いたい学校、保護者が通わせたいと思える学校、そして先生方が働き甲斐の持てる学校、そんな学校づくりに努めていただけるようにお伝えをして参りたいと考えています。委員の皆様にはこれまで以上に様々な面から学校を始め教育現場をご支援いただくことをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長:	**第２９号議案** 　第２９号議案「令和８年度犬山市教職員定期人事異動方針について」、事務局お願いします。
森 指導主事:	１０月２２日に県の方針を踏まえ、丹葉地方教育事務協議会で教職員の定期人事異動方針が示されました。これに基づき、令和８年度犬山市定期人事異動方針のお話をさせていただきます。全部で５つの方針を明記しています ・適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。 ・学校間における均衡を重視した教員配置を行う。 ・校長・教頭の異動は最小限とし、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。 ・教務主任・校務主任の異動には特に配慮し、できる限り市内の異動を中心に考える。 ・同一校の継続勤務年数の基準として、 　①一般教員については１０年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。

	②新任教員についても６年まで継続して勤務年数を過ごすことができる。 このような方針に基づき、適切に人事の異動について協議を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
教 育 長：	県の人事異動方針がこれまで数年変わってないということで、丹葉地方教育事務協議会としてもこれに基づいて異動方針に変化なし、従って犬山もここ数年の人事異動方針に基づいて今年の人事異動について取り組み始めているということです。
吉野委員：	一般教員と新任教員の継続勤務年数については明記されていますが、校長・教頭・教務主任・校務主任については、規定の上ではどうなっていますか。
教 育 長：	丹葉地方教育事務協議会の人事異動方針の資料を付けてありますが、管理職人事のところで、 ・同一校の校長及び教頭の同時異動は行わない。 ・同一校、同一職勤務２年未満の校長及び教頭については、異動を行わない。 ・校長については、校長任用候補者選考審査に合格して県の名簿に登載されたものから登用する。教頭についても同様。 ・校長及び教頭に任用される者は５７歳以下の者であること。 という規定があるだけで、年数については何年いなければいけないとか、何年いてはいけないとか、そういったことはどこにも記されていません。例えば、定年延長で役職定年になると校長を降りなきゃいけない、当然人事異動の対象になって、そこへ校長を充てなければなりません。基本的には退職校長が辞めた学校に新任校長を配置するという考え方ですが、なかなかそんなわけにもいきません。退職校長が行く学校というのは結構それなりの規模も歴史もある学校なので、そこへいきなり新任の方が行かれて戸惑われてもいけないものですから、ある程度校長を経験した方をそこへ異動させ、大きな学校へ異動した校長のいたところに新しい校長を持っていくとか、そういったことがあるだけで、年数については特に規定がないと私は思っています。
吉野委員：	結果的に定期的に異動しているような気がしたので、年数についてどうなのかというのをちょっと知りたかったのです。
教 育 長：	適材適所でその方がやりにくい、あるいは職員がやりにくいというような場合については、校長は異動させたほうがいいだろうという判断で代わることはあります。特に何年いなきゃいけない、何年いてはいけないという規定はないということです。 他よろしいですか。 では、第２９号議案「令和８年度犬山市教職員定期人事異動方針について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員：	異議なし。
教 育 長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。

	続いて、第３０号議案の審議に入ります。
教 育 長:	**第３０号議案** 第３０号議案「令和８年度授業改善犬山プランについて」、事務局お願いします。
鈴木主幹:	来年度は下記を改善プランとして人員配置を考えています。 ・全中学校において少人数学級を実現するため、中学校で少人数学級編制に伴う学級増から生まれる授業数増に対応する常勤講師や非常勤講師を配置する。 ・中学校において、数学・英語の少人数授業を実現するための非常勤講師を配置する。 ・特別な支援を必要とする子どもたちの学びを保障するための特別支援教育支援員を配置する。 「令和８年度 授業改善犬山プランにかかわる学級編制」という資料で黒の太文字になっている部分が、関係するところです。 まず少人数学級の編制についてですが、メディア等でも報道されているように、来年度より国が小学校全学年と中学校１年生において４０人学級ではなく３５人少人数学級編制を実施するという方針が打ち出されました。それに伴って県は国に１年先行し中学校２年生で３５人少人数学級を実施することになりました。そのため、犬山市としては３５人学級が実施されていない中学校３年生に市独自の少人数学級を導入していくということで対応したいと考えています。城東中学校の３年生は本来国や県の基準であれば４学級のところが５学級に、南部中学校も３学級のところが４学級になるということで、単純に考えると常勤の講師を２名増やし市で対応させていただくことになります。しかし中学校はご存じのとおり教科担任制なので、単純に学級数が増えたから２名人を増やせばいいということではなく、教科でアンバランスな部分に補充していくということもしなければなりません。そこで、犬山中学校に関しては市内で一番規模が大きいということもあるため、少人数での数学の非常勤講師を１名増やしていきたい。同じく東部中学校も数学に非常勤講師が入っていませんので、加配していくという対応で進めていきたいと考えています。 また、全ての子の学びを保障する特別支援教育の実現に向けてということで、来年度羽黒小学校の１年生に特別な支援が必要な子が多く入学する予定になっています。そのため、羽黒小学校の特別支援を本年度３．４だったところを４．０に増やしていきます。池野小学校が０．６となっていますのでこれを羽黒小学校に持ってくる案で考えていたのですが、やはり池野小学校も０．６は付けていきたいということで、来年度このような配置を考えています。 いずれにしても、犬山の子どもたちが自ら学ぶ力をつけるためにも欠かせない教育環境を整えていきたいと考えています。
教 育 長:	中学校の３５人学級と小学校高学年の教科担任制を最優先していく、

	さらに、本来は特別支援学校あるいは特別支援学級で学ぶことが適切であろう子どもたちが通常学級で学ぶことがありますので、そういう子たちのために特別支援教育の支援員を配置しますというのが基本的な考え方です。来年から国が３５人学級を中学校１年生までに拡大します。その影響で、県は今中１に対してやっていたものを今度中２にやりますので、１年生は国、２年生は県、３年生は市の独自の予算で３５人学級を実施する。で、３年生の様子を見て、城東中と南部中だけは市で少人数学級をするための支援をしていくということです。 　犬山中学校の１年生と３年生は３５人でいっぱいですが、学級をもう１つ増やすという考え方はないのですか。
鈴木主幹：	今のところありません。
教 育 長：	１年生は不確定ですしね。私学へ行くという子もいますから。この数だと、そんなに大きな変化はないのかな。 　今簡単に説明をいただきましたが、ご意見ご質問ありますか。
堀 委 員：	来年度特別支援の方が２１２名。令和７年度は１９５名となっています。子どもの数は減っているのに、毎年増加傾向なんでしょうか。
鈴木主幹：	増加傾向であることはまちがいないです。本来であれば特別支援学校へ入学をしていたお子さんも地元の学校を希望される。特に近年肢体不自由の方が入ってきていますので、そういうところの環境整備も早め早めに対応しているという現状があります。知的や情緒だけではなく病弱等も入ってきています。
堀 委 員：	病弱というのは、どういうお子さんのことを言うのでしょうか。
黒木 指導主事：	医療的ケアを受けている児童や、持病の喘息がひどくてなかなか学校に通えないというお子さんも病弱ということで対象になっています。
教 育 長：	かつては特別支援学級を開設するには２人以上いなきゃ開設できませんでしたが、今は１人でも開設できるんです。だから今井小、栗栖小も特別支援学級ができました。大体８％はそういう子たちがいると言われています。昔は特別支援学級へあまり入れたくないという家庭が多かったのですが、特別支援教育に対する理解が深まってきて、抵抗なくそういった環境の中で学ばせようとする親御さんも増えてきました。 　中には通常学級へ入った方が本当はいいんじゃないかという子もいるし、逆に通常学級にいるけれど特別学級へ入った方がいいのにという子もいることはいます。けれど、やっぱり保護者の考え、保護者の考えというのは子ども本人の考えもそこにはあるんだろうと思いますので、それを一番優先してやっています。
野副委員：	特別支援教育支援員について、今どのような形で保健室が利用されていて特別支援教育支援員として入った方がどういう支援をされているのでしょうか。資料で養護支援の欄を見ると、犬北小と中学だけが１となっていて結構バラけています。どれぐらい保健室の先生を支援する必要があるのか、その辺の現状を教えていただけるとありがたいです。
鈴木主幹：	特別支援教育支援員の養護支援という方に関しては、養護教諭の免許

	を持っている方を採用しています。当初は中学校の不登校対応ということで配置されてきましたが、それだけではなく保健室の方のお手伝いもということで。なので、中学校の方にまず優先的に配置されています。小学校は２人配置になるのは８５０人以上とあまりにも県の基準が高すぎてなかなかできないので、市の方で規模の大きい小学校にまずは配置をしようということで配置しています。実際は保健室にずっといるというわけではなく、不登校の子たちを別室に連れていって対応したりと様々なサポートをしていただいています。
野副委員：	では常時２人体制という形ですね。手厚いですね。
鈴木主幹：	ただ勤務時間が限られているので、学校事情に応じた対応をしてもらっています。特に宿泊行事等があるときに保健室がクローズするということはないような状態にはなっています。
教 育 長：	あと、中学校は部活動で子どもたちが怪我をした場合に病院へ運ばなければいけないですよね。そうすると保健室が空いてしまうものですから、そういった状況を作らないために、中学校には特別支援教育支援員といいながらも養護教諭の免許を持った方を配置しようと。つまり、養護教諭の補佐もできるようにということです。段々養護教諭の補助という部分から遠ざかりつつあるような現状があるとは思いますが、まずは１人が普通の体制が一番望ましいんじゃないかということでやっています。あと、城東小学校はかつて大きな集団だったので、県から複数で配置をしていただいたんです。それが切れるか切れないかという状況で１名市から配置する予定でいましたが、城東小学校については県から配置されたので、北小学校へ行っていただいたという経緯もありました。大きな学校小さな学校がありますけれど、養護教員の複数配置に向けては今後国も動いていくんじゃないかと思います。市長もそれについては強く望んでいるところです。
渡邉委員：	学校運営にかかわる人的支援のところで、図書館コーディネーターを配置するとありますが、この言葉だとどの学校にもコーディネーターがいるみたいにとられてしまいます。例えば学校司書はどこにでもいるので、学校司書という言葉を入れるといいんじゃないかと思います。
教 育 長：	実際には司書は２校につき１名で、図書館コーディネーターとして動いていただいているのは千田先生 1 人ですね。２校に 1 名の図書館司書と、全体を統括していくあるいは市の図書館と学校図書館を結びつけるために図書館コーディネーターも配置するというような表現にした方がいいということですね。この辺りの表現の仕方についてはもう少し検討していただければ。
佐 曽 利 委 員：	先程特別支援の教室支援の数字について、羽黒小が３．６から４．０に、池野小が０．６が０．６にとありましたが、なぜ１が基準にならないのですか。
鈴木主幹：	羽黒小学校が３．４人というのは、３人と、０．４は週２日来ていただくということです。１人の方が羽黒小学校と池野小学校で２日と３日に

	分けて勤務していただくという状況なんです。
教 育 長:	要は０．４と０．６を足すと１ですよね。１週間月火水木金で５日間ありますよね。ということは、０．４というのは２日間は羽黒小へ３日間は池野小へ行きましょうということで、お一人の方に２校兼務していただいているということです。
佐 曽 利 委　　員:	１にならない理由というか、常に行かない日ができるということに対してどのような運用になっているのでしょうか。
鈴木主幹:	学校現場の方で例えば人手が欲しい教科を組み込んでおくとか、小学校でいうと生活とか図工とか、支援の方に入ってもらうと円滑に授業が進むという教科の授業も調整しながら、来ていただけるよう決めているというのが現状です。
教 育 長:	学校現場は、特別支援をもっともっと増やして欲しいという希望を持っているんです。そうなると常勤非常勤の配置に対する予算がいくらあっても膨らむばかりなので、なるべく教育委員会の中では今何とか収まっている予算の中でやりくりしていきたいという考えがあるものですから。これは実際には０．６人分増えるということなんですね。だから、去年は例えば羽黒小学校には月火水木金行かれる方を３人と週に２日行かれる方を１人、池野小学校には週に３日の方を１人、多分これはお１人が２日３日で分かれているんだと思いますが、来年度については羽黒は月曜から金曜まで４人、池野については週に３日の方をお１人だけだから、兼務は多分されない状況ですね。いいのか悪いのかはちょっと判断が難しいですが、学校現場の声を本当に聞いてやろうとするともっともっと増やさなければいけないけれど、この辺りは飯田先生に学校現場と調整をしていただきながら、本当に必要最小限の数を考えて配置していただくようにお願いをしているということです。
鈴木主幹:	中学校の欄の０．４、０．６というのは同じことなので、学校を跨いで行ったり来たりしてもらっている現状です。
教 育 長:	では、第３０号議案「令和８年度授業改善犬山プランについて」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第３１号議案の審議に入ります。
教 育 長:	**第３１号議案** 第３１号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長:	この委員会は、児童生徒の交通安全及び防犯上の安全を確保するために必要な事項について協議及び調査するために設置されています。犬山警察署職員の立場で委嘱している委員１名が人事異動により退任されたため、後任を委嘱するものです。任期は委嘱の日から今年度末までです。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。

	では、第３１号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第３２号議案の審議に入ります。
教 育 長:	**第３２号議案** 第３２号議案「犬山市スポーツ推進委員の解嘱について」、事務局お願いします。
坂野課長:	解嘱する委員の任期は令和６年４月１日から令和８年３月３１日までとなっていますが、犬山市スポーツ推進委員設置規則第４条第２項の特別の事由に該当するため、解嘱します。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第３２号議案「犬山市スポーツ推進委員の解嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
教 育 長:	**通信及び請願** 通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
教 育 長:	**協議・連絡** 協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
大黒課長:	令和７年１０月４日から１０月３１日の間に犬山市教育委員会後援名義使用を承認した事業は９件ありました。継続事業６件、新規事業３件です。新規事業についてご説明します。 №３「ＬｅｇａｍｅＣｕｐ　２０２５　ｉｎ犬山」です。主催は小牧市にあるＬｅｇａｍｅ株式会社です。既に終了していますが、１１月９日にｅスポーツで犬山を盛り上げるということで開催されました。 №７「こどもの権利をまもる」おとなの力を育むＣＡＰ講座です。主催は特定非営利活動法人あいちＣＡＰプラスで、令和８年２月２１日に犬山市民交流センターフロイデで開催されます。子どもが人権を尊重され、暴力から心身を守る力を育むための理解と支援を深めることを目的に、大人を対象に行うものです。 №９「ＩＮＵＹＡＭＡ　ＹＯＩ　ＮＯ　ＭＩＣＨＩ」です。主催はＩＮＵＹＡＭＡ　ＹＯＩ　ＮＯ　ＭＩＣＨＩ実行委員会です。歴史・魅力に触れて自然環境に目を向けてもらうきっかけづくりのため、１２月５日から１月３１日まで犬山市善師野伏屋町を中心に竹林を使ったナイトウォークイベントを実施するものです。このイベントは昨年から実施されていますが、後援名義の使用申請は今年から提出されました。参加料がそれぞれかかりますが、１２月の１週目に限って犬山市民は無料ということなので、よかったらお出かけください。駐車場がないので、そこだ

	けお考えいただけるといいかと思います。
吉野委員：	№３のＬｅｇａｍｅ株式会社は、ｅスポーツの企画運営が本業のようです。後援名義使用は、教育的な内容であれば直球の本業でも取れるものなのか、どういうものを承認できるのか、その辺りちょっと教えていただけたらと思います。
坂野課長：	今回の大会は基本的に参加費等を取らず収益が上がるものではありません。Ｌｅｇａｍｅ株式会社はこういった ｅ スポーツを通じた地域交流を目的として、犬山市の他にも小牧市や名古屋市でも同様の大会を開催しています。「いぬやまスポーツコミッション」で、広い意味でスポーツで地域交流を行うという事業展開をしていますが、このＬｅｇａｍｅ株式会社もスポーツコミッションの会員になっていて、犬山でこういった大会を開いて ｅ スポーツを通じて市外の人たちと交流したり、犬山の活性化につなげたいというような趣旨での説明をいただいています。
教 育 長：	ｅスポーツについては、犬山総合高校が部活動でやっているということで段々理解と認知度が高まってきたのかなと思いますし、決して遊びどうこうという扱いではなく、ｅスポーツも新しい１つのスポーツであるというような認知度が高まってきたのかなという気がします。 とりあえず後援名義使用を許可するかしないかというのは厳しい基準がありまして、しない項目に該当しなければ大体は承認するという方向で流れてきます。審査をした上で不適切ではないという判断が最終的になされて許可をしたということだと思います。
渡邉委員：	Ｌｅｇａｍｅ株式会社は英会話教室もやっています。例えば、当日英会話教室へ勧誘する配布物を配るのはありなのか、なしなのか。
教 育 長：	ｅスポーツの大会だと言いながら、参加者に英会話教室のチラシをもし配るようなことがあったとしたらという仮定ですね。
渡邉委員：	そうです。そういうのって、マネーセミナー等で本業の保険であったり金融商品を宣伝するように、何でもできてしまうと思います。やってはいけないという前提だけれど当日やってしまう可能性が無きにしもあらずのとき、その線引きというか白黒はどうやってつけるのかなと。
西村課長：	学校教育課はこれまでも教育委員会の場で、「子どものお店屋さんごっこ」とか「お金の使い方講座」のような子ども向けのものを後援名義使用承認に関する報告で出しています。書面上条件はクリアしているので許可している一方、先月ご指摘があったかと思いますが、実態としてはファイナンシャルプランナーの方々がやっていて、そういった宣伝はどうなんだろうという話もあったかと思います。窓口で申請があったとき、我々が後援名義使用を許可するということはどういうことなのかを理解して営利目的の勧誘等々はしないでくださいということは伝えています。ただし、全ての事業が正しく運営されているかどうかを見に行くことはできていない状況です。お願いベースというのが現状です。

中村部長:	そもそも後援名義の使用承認申請書には事業収支計画書があって、収入と支出をちゃんと見ています。収支残額の使途というところにも条件があり、「本事業で生じた収支残額は、今後の公的活動・事業に充てる又は犬山市又は犬山市教育委員会に寄附するものとし、私的な分配は行いません」というチェックを必ずもらっているので、参加費がゼロだからという理由ではありません。参加費は取っても構いませんが事業の私的配分をしない、要は利益として俗にいう株主配分しないというようなことになります。 配布物については、参加者の方々からこんな強引な勧誘を受けたというようなご意見があれば、当然我々の耳に入って次回からお断りをすることになろうかと思います。最初に注意を促してそれ以上のところは正直目が及んでいませんが、そのあたりは、最初の段階でしっかりやっていこうと思っています。 ただ、例え後援事業だとはいっても、ある程度の自由度も認めなければいけないのかなという思いもありますので、その辺はバランスをとってやっていくことが肝要かなと考えています。
教 育 長:	参加者から苦情があった場合については、当該の主催者に対して今後そういうことがないようにというような、注意をさせていただくということですね。
坂野課長:	「ＬｅｇａｍｅＣｕｐ　２０２５　ｉｎ犬山」はいぬやまスポーツコミッションの事業という形で展開しており、スポーツコミッションの事務局はスポーツ交流課なので、大会当日は職員も行きました。今後も継続的にやりたいという意思をお持ちなので、どういった形でやっているのか運営状況も確認しながらやっているところです。
大黒課長:	いくつか新しい申請もいただきますが、全てをお受けしているわけではありません。今のようなことを説明しているうちに、そういう目的であればということで相手方が止められる場合もありますし、再検討される場合もあります。先ほど申し上げたとおり、審査を通して承認しています。
教 育 長:	他よろしいでしょうか。 では次に「１２月・１月行事予定表について」、事務局お願いします。
森 指導主事:	１２月は６日に小学校の市音楽会が開催されます。２３日をもって冬休み直前の授業が終了します。１月は７日に授業を開始します。１１日に「犬山二十歳の集い２０２６」が開催されます。１月の中旬以降から高校の入試関係が入っています。１月１４日に市立推薦・特色入試、１５日に私立推薦・特色入試の合格発表、２１日から私立の一般入試があり、２６日に私立一般入試の合格発表があります。 定例教育委員会は１２月２３日、１月２０日を予定していますので、よろしくお願いいたします。
教 育 長:	１月の中旬以降には私学の入試がスタートして、中３は大変な時期に

	なりますね。 　よろしいですか。 　では次に「令和７年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
西村課長:	６月末に年度当初の認定をしているところですが、申請があったものについては都度、審査認定を行っています。今回は３世帯７名の申請があり、全てを認定しました。なお認定７名のうち３名が外国籍の方です。
教 育 長:	よろしいですか。 　では次に「令和８年度小中学校儀式等の日程について」、事務局お願いします。
森 指導主事:	犬山市は２学期制なので、まず前期について説明します。４月８日小学校入学式、翌日９日が中学校の入学式で、小中学校の始業式となっています。７月１５日に夏休み前の授業を終了し、９月１日から授業を再開して１０月９日前期終業式という流れを予定しています。 　後期です。後期は３連休を挟み１０月１４日からスタートして、１１月２４日に県民の日学校ホリデー、１２月２３日で冬休み前の授業を終了、１月７日から授業を再開し、３月５日に中学校卒業式、３月１９日に小学校卒業式、３月２４日小中学校の修了式で１年間を終えたいと考えています。 　７月１５日に小中学校の夏休み前の授業終了ということにしていますが、犬山市立学校管理規則第６条第２項第２号では「夏期　７月２１日から８月３１日まで」と定められています。しかし、第３項で「教育委員会は、特に必要と認めるときには、前項の休業日を変更することができる」とあります。昨年と同様近年の猛暑の中、小中学校の子どもたちが登下校していくという要因も含めて、この前の市内の校長会で話をしていただき、２日前の７月１５日に授業を終了したらどうかという意見をいただいておりますので、そのような形にさせていただけたらと思っています。
教 育 長:	夏休みに入るのは７月２１日と学校管理規則で定められていますが、おそらくこの時期は短縮授業で帰ることが多いですから、ここ数年の猛暑の中、それこそ１時間かかって学校へ行き３時間ぐらい授業をやって１時間かかって学校から家へ帰ることになります。こんな状況は子どもたちには良くないだろうということで、ここ３～４年ぐらい前はもう１週間ほど前でした。だんだん期間が長くなるとちょっと長すぎるからもう少し夏休みを遅くしてという声もあったので、このあたりが一番適切かなと。ただしこれも日にちを学校管理規則で決めてしまうと今度また変えることはできないので、「教育委員会が必要と認めるとき」ということで、ここ数年は運用しています。 　来年度についても７月１５日を夏休み前の授業終了日に、もう一つは、１１月２４日を県民の日学校ホリデーにしたいというのが提案で

	す。最終的にはここでお認めをいただく必要もあるかと思いますので、この２点について、ご異論があればお伺いをしたいと思います。
吉野委員:	夏休みは去年早い遅いの間にしたと記憶しています。ここに関して異論はありませんが、校長会ではフィードバックはどういったものがあったのか、ちょうどよかったという感じなのか、何かその辺の現場の声をお聞かせいただけますか。
鈴木主幹:	中学校では、今後部活動の地域移行ということで地域展開にはなっていきますが、この前後のところで管内大会や西尾張大会等も色々行われています。１５日よりも早いと逆に３年生の授業数にちょっと影響が出てくるということなので、１５日というのが一番妥当であるという話は伺っています。小学校に関しては、なるべく早く、特に梅雨明けにカッと暑くなる時期に子どもたちの熱中症にかかるリスクを減らしていきたいので、これくらいの時期でお願いしたいというところがあります。なお、昨年度議会の方でも色々ご意見をいただきましたので、今年度は特に４月のＰＴＡ総会等でしっかりとここからスタートしますということを周知してくださいとお願いし、かなり周知も進められましたので、保護者から早すぎて困る等の声はあまり聞こえてきていません。
教 育 長:	実は先日校長会で１５日では３年生の授業時数がちょっと心配だという声があったので、無理に決めるつもりはないからもう一度中学校で話し合うように戻したんです。当然小中ずれることもありますが、やっぱり家庭の方としては一緒の日がいいものですから、その辺りも含めて小中で最終的に結論を出すように言ったところ、やはりこの日にちが一番適切ではないかという回答でしたので提案させていただきました。 もう一つは、県民の日学校ホリデー。１１月２１日から１１月２７日にかけて「あいち県民の日」ということでこの１週間のどこかで１日学校を休みにし、３連休か４連休を作って家族で体験活動等ができるような機会を作ろうじゃないかということです。来年度は１１月２４日を県民の日学校ホリデーにすると土日月火の４連休になるんですよね。土日月は３連休のままで、県民の日学校ホリデーを２７日にして２７・２８・２９で３連休、３連休と３連休を２つ作るのも一つなんですが、これも学校に聞いてみたり他の市町の状況を確認したところ、２４日がいいんじゃないかという回答が来ていますので、これについても、この場でお認めをいただければ、こういう形で来年進めていきたいと思います。
吉野委員:	今年度の県民の日学校ホリデーの日は、中学校によってはテスト週間にかかっていてこの趣旨に反しているような気がしますが、そこに関してどのようにお考えでしょうか。個人的にはちょっと違うかなと思ったので。
教 育 長:	テストの前の日になって焦っていてはいかんと、テストの前こそ家族で活動して、心に余裕を持ってテストに臨みなさいという考えもあるとは思いますが、親としてはあるいは子どもとしては、できる限りこうい

	った時期にテスト勉強したいという気持ちを多分持たれるんでしょうね。そうすると、テスト週間に持ってくるんじゃなくてと。でも「あいち県民の日」はこの１週間なのでどこかにはかかってきますよね。
吉野委員:	結果的に仕方ないんだろうとは思いますが、何かうまくできると子どもにとってはいいのかなと思います。
教 育 長:	これは課題ですね。「あいち県民の日」というのはこの１週間だから、それこそテストの日程を大きくずらさないことには引っかかってくる。だからといって、この県民の日学校ホリデーを今から動かしましょうと言うわけにもいかないので、来年度のテストの日程を考えようということは言えるかもしれません。どれだけ反映させていただけるかわかりませんが、そんな意見もあるということは学校現場に伝えて、万人にご理解いただける対策はとれないかもしれないけれど、きちっと納得ができるような説明があればいいですけれどね。
木澤委員:	「あいち県民の日」はこの１週間で決まっていますが、例えば、県民の日学校ホリデーは犬山市独自で他のところに持ってくることは可能ですか。この１週間の中に必ず入れるということで、外すことはできないですか。
教 育 長:	一応、教職員というのは県費負担なんです。人事権は県が持っているので、県の職員を一律に休ませてくれというのは知事は出せますけれど、犬山市が先生方の勤務についてどうこういうのは、本来の筋からいくと違いますよね。「あいち県民の日」というのは愛知県が定めているので、例えば「犬山市民の日」というのを別に作って、この中で１日休みにするよというのは不可能ではないです。ただし先生は休みじゃないです。県民の日学校ホリデーでも、子どもは休みですが先生は基本的に出勤ですから、休みたい人は年休をとって休みなさいという扱いになっています。県民の日学校ホリデーで１日休みを作れということ自体がいいのというような議論にもなってくると思いますけどね。保護者も休みなさい、子どもも休みます、先生も休みです、皆で休みましょうというなら大賛成ですが、そういうわけじゃないですからね。 だから今委員がおっしゃったことは難しいと思います。
渡邉委員:	高校はテストのど真ん中で、学校ごとに県民の日学校ホリデーを使っているのが現状です。ちょうど明日から一宮高校はテストが始まりますが、テストが終わった後に１日休校になっています。新川高校、一宮南高校みたいに１日目２日目、県民の日学校ホリデー、３日目４日目５日みたいな感じで取っているところもあります。
教 育 長:	学校も困っているかもしれませんね。
渡邉委員:	子どもたちが嫌がっています。入試のため２学期の日程はかなりタイトなはずです。年明けも入試があるので、３年生だけはどうしてもテストの日程を変えるにしても無理かなというのが現場の声です。
教 育 長:	わかりました。もうこの「あいち県民の日」は変えられない、県民の

	日学校ホリデーも大きく動かすことはできないので、この間に本当に本来の趣旨である家族そろって体験活動ができるような休みが取れるように考えてテストの日程を見直すよう、学校現場には働きかけをしていきたいと思います。 　では、来年度については夏休み前の授業の終了を７月１５日、県民の日学校ホリデーを１１月２４日ということでお認めをいただいたので、来年度の計画はこれで立てるように学校現場に伝えていきたいと思います。 　では次に、「議会の議決を経るべき事件」、事務局お願いします。
	〈非公開〉
教 育 長:	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。 ・今回のいじめ問題は、加害者の性格的なものというより、家庭生活も含めた学校生活における集団の中の自分のあり方が抜けてしまっていることで起こっているのではないか。加害者のクラス内での位置づけや学校行事に対する参加の仕方はどうだったのか。 ・不衛生であるという問題については、親が無頓着という見方もあるが、経済的な部分や宗教観があるのかもしれない。日常の生活指導ではなく、家族も巻き込んだ何か対応がとれないか。 ・不衛生であることについては、ネグレクトで面倒を見ていない場合、発達障害がある子どもで清潔感に無頓着である場合、境界知能で不衛生だというところまで想像が及ばない場合という３つのパターンがあると思う。この問題については、学年が上がるともっと深刻ないじめになる可能性があるので心配だ。 ・今回は入浴していないことが明確だったが、体質的に体臭がどうにもならない人もいる。その現実も踏まえて指導していただけるとありがたい。
	自 由 討 議
教 育 長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
事 務 局:	ありません。
	そ の 他
教 育 長:	何かありますか。
事 務 局:	ありません。
教 育 長:	**閉　　会** これをもちまして、１１月定例教育委員会を終了（１１：４３）させていただきます。

【次回開催】定例教育委員会 １２月２３日（火）１０時　２０２会議室